

# 議 事 録

## 1 日時

令和2年3月5日（木）

午後6時00分～午後7時10分

## 2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

## 3 出席者

### 【教育長及び委員】

教育長 富松 淳  
委員 藤本 禎男  
委員 森崎 陽子  
委員 波床 昌則  
委員 打田 雅子

### 【事務局職員】

教育局長	津守 和宏	教育学習部長	坂下 雅朗
学校教育部長	中北 晴美	教育政策課長	中村 保
教育政策課副課長	上中 英人	教育施設課長	原田 勝誠
生涯学習課長	加藤 裕晃	青少年課長	中村 浩二
読書活動推進課長	井上 豊英	学校教育課長	東 康修
教職員課長	梅野 作治	教育研究所専門教育監補	岩本 祐子
保健給食管理課副課長	辻 貞裕	教職員課専門教育監補	須佐 友洋
文化振興課副課長	前田 敬彦	博物館長	近藤 壮
生活保健課長	金澤 祐子	生活保健課環境保健班長	木野 善夫
教育政策課総務政策班長	楠本 佳章	教育政策課事務副主査	若林 拓也

## 4 開会宣示

富松教育長が、開会を宣示。

## 5 議事録

2月定例教育委員会及び臨時教育委員会の議事録を承認。

## 6 署名委員指名

署名委員に森崎委員を指名。

## 7 報告及び議案

本日は、報告が2件、議案が12議案となっています。議案第82号及び議案第83号については、会議規則第5条第1号及び第6号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

**委員一同**

異議なし。

**富松教育長**

異議なしと認め、議案第82号から議案第83号については秘密会とします。

**報告第23号 事務の委任について**

**富松教育長**

それでは、まず初めに、報告第23号「事務の委任について」説明をお願いします。

**中村教育政策課長**

それでは、報告第23号「事務の委任について」ご説明いたします。

前回2月6日の定例教育委員会の議案第63号で、「市民図書館における1件50万円以下の図書館資料の購入に関する事」について、権限を市長に返還することをご承認いただきました。

そのご承認に基づきまして市長と協議した結果、市長から「特に異議ありません」との回答がありました。

これによりまして、令和2年4月1日付で市長に権限を返還する協議が調いしたので報告します。以上です。

**富松教育長**

図書館の権限、購入の部分が指定管理になるということで、前回言わせていただいた部分になります。

何かご質問等はありませんか。よろしいですか。

**委員一同**

はい。

**報告第24号 令和元年度末退職校長に対する感謝状授与について**

**富松教育長**

続いて、報告第24号「令和元年度末退職校長に対する感謝状授与について」説明をお願いします。

**梶野教職員課長**

それでは、報告第24号「令和元年度末退職校長に対する感謝状授与について」報告させていただきます。

1ページをご覧ください。令和元年度感謝状授与式について、日時は、令和2年3月31日火曜日で、現在、時刻は未定となっています。例年は、昼から2時15分頃になっております。

会場は、教育委員室、この場所となります。感謝状授与規定は、2ページに載せています。

被授与者につきましては、幼稚園2名、小学校15名、中学校7名、義務教育学校1名、高等学校1名の26名となっております。

3ページをご覧ください、被授与者一覧を載せております。また、各被授与者の略歴を4ページから7ページに、主な功績を8ページから14ページに載せております。

なお、今年度の被授与者代表挨拶は、西脇幼稚園岡本史園長になっております。

以上で報告を終わります。

#### **富松教育長**

何かご質問等はございませんか。

#### **波床委員**

内容についてではなく開催場所についてなんですが、この部屋でやるとなると例年非常に混み合うというか、人と人の間隔が短いんですね。

私も含めてわりと高齢者が多いので、今のこの時期間隔が狭いとなると心配になるので、他の大きな部屋が用意できないのかどうか、一度ご検討いただくことがあれば、少し間隔を空けて座ることもできますので良いかと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

#### **富松教育長**

ここの部屋に何名。

#### **柁野教職員課長**

26名です。

#### **富松教育長**

私たちも入れると、入りにくい。事務局としてそこは何か考えはあるのか。

#### **津守教育局長**

代替え場所を直ぐには返答できないので、一度検討します。

#### **富松教育長**

最悪なればこの部屋もありえるかと思えます。場所について一度検討させていただきます。

他に、何かご質問等はございませんか。よろしいですか。

#### **委員一同**

はい。

### **議案第72号 旅館業法に基づく意見について**

#### **富松教育長**

それでは、これより議事に入ります。議案第72号「旅館業法に基づく意見について」説明をお願いします。

#### **中村教育政策課長**

それでは、議案第72号「旅館業法に基づく意見について」説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

市長から教育委員会へ意見を求められた依頼文です。申請者はシンガポール在住の中国人トン・ユー・ミン氏ですが、旅館業に関する一切の行為が、申請施設に隣接するWAKAYAM

A HOUSE No. 10の管理者である田辺領平氏に委任されています。

施設名称はWAKAYAMA BBQ HOUSE No. 12です。

今回、対象となる学校は、和歌山市立加太中学校及び加太小学校です。

資料2ページから3ページをご覧ください。

旅館業法を抜粋しております。根拠となる部分に下線を引いていますのでご覧ください。

旅館業法第3条第4項では、「市長は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意見を求めなければならない。」となっております。

つまり、今回の場合、加太中学校及び加太小学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に旅館業の許可を与えるにあたり、「この施設の設置によって、加太中学校及び加太小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうか」について、市長から教育委員会の意見を求められているということになります。

資料4ページは旅館業の申請地です。円は100メートルの区域を示しています。申請地に隣接するWAKAYAMA HOUSE No. 10については、令和元年6月定例教育委員会議案第10号で旅館業法に基づく意見を求められ、「特に意見なし」と市長に回答しております。

資料5ページは当該施設の間取り図、6ページは外観の写真です。

当該施設については、申請者が購入した空き住宅の当該施設を改修し旅館業の簡易宿所としての営業許可を取得するものです。1階に定員が2名と6名の2客室、2階に定員が2名の1客室を有し、総定員数は10名となっております。既に保健所生活保健課の環境衛生監視員が令和2年2月7日に現地調査の上、相違ないことを確認しています。

なお、簡易宿所営業とは、旅館業法第2条で「宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」と定義されています。

説明については、以上です。

#### **富松教育長**

生活保健課の方が来てくれているので、この件について詳しい補足等ありますか。

#### **木野生活保健課環境保健班長**

管理人の方によりますと、客層は日本人の方と外国人の方で半々を想定しているとのことですが。

それと、隣のWAKAYAMA HOUSE No. 10と同じような客層になるかと思えます。WAKAYAMA HOUSE No. 10には7月、8月で5名程度のお客様が延べで15日間程度ありまして、それ以外の月につきましては、月に5名程度のお客様が1組あるかないか、そういったことになっているとのことですが。

#### **富松教育長**

WAKAYAMA HOUSE No. 10もトン・ユウ・ミンさんのですか。

**木野生活保健課環境保健班長**

違う方になります。

**富松教育長**

WAKAYAMA HOUSE No. 10のときも教育委員会にかけましたか。

**藤本委員**

かけました。半年前ぐらいです。

私が10名だったら必ず管理人がいるのではないかと質問したんです。そしたら、管理人がいるのは京都市でそういう条例があるが、和歌山市にはそういう条例がないと回答してくださいましたのでよく覚えております。

**富松教育長**

ここは元々空き家ですか。

**木野生活保健課環境保健班長**

はい、そのとおりです。

**富松教育長**

ここは改修するんですか。

**木野生活保健課環境保健班長**

中を改修しています。畳の部屋をベッド用に板張りにしたり等です。一部畳は残しています。

**波床委員**

WAKAYAMA HOUSE No. 10の利用者は、ここで宿泊した場合に観光で一応ここに寝泊まりはするけれども、このあたりで留まって滞住するとかそんなのではないのでしょうか。どんな利用状況にありますか。

**木野生活保健課環境保健班長**

はっきりとは聞いていないんですが、加太もいろいろ見る所があるみたいで、楽しい所だとこの管理人の方はおっしゃっています。

**波床委員**

中学校、小学校、幼稚園がこの辺りにあるわけで、この辺りにずっと滞住して、けしからんようなことをする人が利用して、子供たちに迷惑や何らかの不安を生じさせる、そんな恐れはないと聞いてよろしいですか。

**木野生活保健課環境保健班長**

それはないと思います。

**波床委員**

今までNo. 10の利用者についてもそんな状況は全くないんですね。

**木野生活保健課環境保健班長**

はい、ないと聞いております。

**富松教育長**

特に問題はないということですか。

**木野生活保健課環境保健班長**

そのとおりです。

**富松教育長**

他に、何かご質問等はございませんか。よろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、ただいまの議案第72号について採決を行います。

意見は特になしとして承認してよろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、意見は特になしとして承認します。

それでは、生活保健課職員の方は退室願います。

**議案第73号 和歌山市立博物館基本計画について**

**富松教育長**

続いて、議案第73号「和歌山市立博物館基本計画について」説明をお願いします。

**前田文化振興課副課長**

議案第73号「和歌山市立博物館基本計画の策定について」ご説明します。

1ページ目をご覧ください。市民により親しまれる博物館づくりを目指すべく、今後の取り組み、施設の機能のほか、管理運営の在り方、来館者増への方策などを博物館の「基本計画」として策定するものです。市民へのアンケート調査、ワークショップ、中核市へのアンケート調査、観光動向調査などの結果をふまえ、本年度中の策定を予定しています。

2ページと3ページをご覧ください。こちらは概要版の案となっています。

合わせてご審議よろしくをお願いします。

**富松教育長**

何かご質問等はございませんか。

**波床委員**

もう少し2ページ、3ページの内容を説明いただけないでしょうか、文字情報が多すぎて。

**富松教育長**

具体的に説明をお願いします。

**前田文化振興課副課長**

失礼いたしました。それでは概要版の2ページと3ページをお開きください。

上の1番「はじめに」というところでふれておりますように、博物館は組織改正により、現在教育委員会から市長部局へ移管となっておりますけど、博物館法という法律は教育委員会の権限にまだ基づいておりますので、補助執行という形で行わせてもらっています。

それが今後、市長部局に権限が移されて4月から行うことを予定しておりますので、今後博

博物館としましては、大きくまちづくりとか観光等、国の方の施策としまして文化財を観光まちづくりに活かした方向を強化していきましょうという動きがありますので、その大きな動きの中で博物館もそういう方向で検討をするということでこの基本計画を作らせていただいております。

「Ⅱ現状と課題」では、右側の小さな棒グラフですけれども、ここ5年程入館者は増加しております。ただし、県外の中核市の博物館等と比較しますと、まだまだ入館者が少ない傾向にありますので和歌山市立博物館としまして、さらに入館者を増やして多くの人にみていただく必要があると考えております。

今回の基本計画策定にあたりましては、市民アンケート、中核市のアンケート、それからワークショップ、様々な手法をもちまして市民の方々の意見を聴取させていただいております。

その中で見ていただきますと、特に棒グラフの右下ですけれども、博物館はどういうイメージがありますかというところだと、「文化財を展示しているところ」というのが58パーセントと多くの人々がそれを知っている。それから「知識を広げてくれる」と良いイメージでみているのが良く分かります。

一方、少し細かくみていきますと「古臭いです」とか「退屈です」、「堅苦しい」、「難しそう」という意見がみられます。こういう意見に対しまして、やはり博物館はみんなに親しまれて、多くの人に来ていただけるような博物館を目指さないといけないのではないかと考えております。

こういういろんな分析をふまえて、右側の「2解決すべき課題」ということで、大きく4つの問題点を把握しました。

1つは「市民が求める地域の博物館としての役割を高めていく必要がある」、2番目として「市民が来館しやすい、わかりやすい博物館にしていく必要がある」、3つ目としまして「子供から大人まで生涯学習の場としての博物館の機能を高めていく必要がある」、4つ目は昨今の動きの中で取り上げている分野なんですけれども「他分野との連携を通じて、多方面への地域貢献をさらに高める必要がある」と、博物館だけでなくまちづくりや観光と強く連携をして進めていく必要があるのではないかと課題を見出しました。

3ページですけれどもそういう課題をふまえて、基本理念として「誰もが市の歴史に親しみ、楽しく学べる博物館 市の歴史・文化を継承し、未来とにぎわいを創造する知の拠点」を設定しました。

この基本理念を達成するためにそれぞれの課題を解決していかなくてはならないということで、下の4本柱のところの流れになっていきます。

1つ目として歴史・文化の拠点としての博物館の機能、これは本来的に資料を集めたり、展示したり、調査研究したり、いろんな教育普及活動させていただいて、そういった機能を高めて、市民の皆さんに求められる像をより強めていく必要がある。2つ目として親しまれ、楽しく学べるようにしていかなければならない。3つ目として生涯学習の人を育てる博物館にしていく必要がある。4つ目として観光やまちづくりと連携した博物館にしていく必要がある。これらの柱を作りまして、それを達成するために具体的にどんなふうに取り組んだらいいのかと

というのが、取組方針のところでも細かく規定しまして、たくさんの方々の取組方針があるんですけども、その中で特に大事で、重点的に取り組む必要があるということで1番としまして、和歌山の市立博物館の特徴として「紀州徳川家」ですとか、「城下町和歌山」というところの資料が沢山ありますので、市民からのお問い合わせも多いものですからそれを魅力を最大限に伝える博物館というのを「重点の1」として設定しております。

それから、親しまれ楽しく学べる博物館の重点としましては、市民アンケートでも「暗い」と「堅苦しい重い」というイメージが沢山出てきますので、まずエントランスから明るくして開放的な空間に整備しなくてはならない。それから子供さんを連れてちょっと歴史を知るんだけど、「休憩しながら歴史を学べたら」というご意見もありましたので、休憩スペースなんかも勘案しながら、ゆったりと楽しく学べる場所にする必要があるというのを重点2にあげております。

3つ目が子供から大人まで生涯学習に対応できる沢山のメニューを用意します。

4つ目としまして他のまちづくりとか観光との連携を強めて、ここに和歌山市内の歴史・文化の情報を集めて、まずここに来ていただいて情報をみていただくと、そこから市内の和歌浦ですとか、紀三井寺ですとか、和歌山城にまた出て行っていただくと、そういう機能を強めてみんなに親んでもらうような博物館を目指していきたいという構造を取っております。

最後にそれを実行していくためには運営のことも考えていく必要がありますので、今は入館者が少ないとなると対費用効果、もちろん教育的な施設ですのでそれだけでは測れないですけども、さらに財政的なことも勘案しましてより効率的な運営を目指していく必要があるというのは運営計画の1番目です。

それから2番目は市民の方々の力をお借りしまして、ボランティアの方々とかにどんどん入ってきていただいて、一緒になって博物館活動をしていくことによって活性化していきたいという取組です。

3つ目としましては、民間の活力の導入を検討しまして、より良い博物館運営を目指すためにはどんな形がいいのか検討を始めさせていただくというのを運営計画でまとめております。

そういう構造であるというのを説明させていただきました。以上です。

### **波床委員**

どうもありがとうございました。

### **森崎委員**

先ほど入館者の割合ですけど、他の中核市の博物館はどのくらい入られているんですか。

### **前田文化振興課副課長**

正直かなり少ない所から多い所まで幅があるんですけども、多くはやはり3万人とか、4万人くらいがちょうど中央値を探しますと大体その辺りになることが多いです。中には、例えば呉にあります戦艦大和のミュージアムとかは60万人台とかとてつもない数字なんですけども、平均値を取っていくと大体3万、4万というのが多くなります。

### **森崎委員**

かなり少ないんですね、多い所はポイントとして魅力的な内容があったりするんですね。参



考になります。

**富松教育長**

他に何かご質問はございませんか。よろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、ただいまの議案第73号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、原案どおり承認します。

#### **議案第74号 和歌山市立博物館条例施行規則の廃止について**

**富松教育長**

続いて、議案第74号「和歌山市博物館条例施行規則の廃止について」説明をお願いします。

**前田文化振興課副課長**

議案第74号「和歌山市立博物館条例施行規則の廃止について」ご説明します。

和歌山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例（令和元年条例第39号）により、令和2年4月1日から博物館に関する事務は、市長が管理し執行することとなりました。それに伴い、これまで教育委員会に定められていた当該事務に係る規則を市長部局の規則として制定し直すため、本規則を廃止するものです。以上です。

**富松教育長**

基本計画を聞かせていただいて、今度から教育委員会から離れていくことになるんですが。

何かご質問はございませんか。よろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、ただいまの議案第74号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、原案どおり承認します。

#### **議案第75号 和歌山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について**

- 議案第76号** 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について  
**議案第77号** 和歌山市教育委員会公印規則の一部改正について  
**議案第78号** 和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正について  
**議案第79号** 和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正について  
**議案第80号** 和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

#### **富松教育長**

続いて、議案第75号から議案第80号については、令和2年4月の組織改正及び令和2年4月から「博物館に関すること」が市長事務部局に移管されることに伴い、規則を一部改正するものですので、一括して説明をお願いします。

#### **中村教育政策課長**

議案第75号から議案第80号につきまして、一括してご説明させていただきます。

改正箇所の説明については、主な改正点のみをご説明させていただきます。

まず初めに、議案第75号「和歌山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

改正の趣旨としましては、和歌山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例により、令和2年4月1日から博物館に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとされたことに伴い、改正を行うものです。

資料3ページの新旧対照表でご説明いたします。下線部分が今回改正する箇所となっております。

第2条「補助執行事務」に関する規定から「博物館に関する事務」を削り、公立幼稚園に係る入所調整に関する事務のみとなりますので字句の整理をしております。

議案第75号の説明は以上です。

続いて、議案第76号「和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条「委任」に関する規定から「博物館に関すること」を削ります。

以上が議案第76号のことになります。

続いて、議案第77号「和歌山市教育委員会公印規則の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1と別表第2から第34号の博物館印と第35号の博物館長印を削除します。

こちらの改正は以上になります。

続いて、議案第78号「和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条「教育施設管理者等」に関する規定から第9号和歌山市立博物館、博物館長の職にあ

る者を削ります。

続いて、議案第79号「和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

改正の趣旨としましては、令和2年度組織改正に伴い、改正を行います。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1「組織」に関する規定から「教育学習部生涯学習課から生涯学習総務班」を削ります。

別表第2「事務分掌」に関する規定について、組織改正により、生涯学習推進班に生涯学習総務班を統合しますので、業務の関連から順番を入れ替えて、表のように改正します。

続いて、議案第80号「和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正」につきまして、ご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

改正の趣旨としましては、1つ目は、博物館の事務移管に伴うこと。2つ目は、会計年度任用職員に関する制度が運用されることに伴うこと。3つ目は、和歌山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴うこと。4つ目は、和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部改正により教育委員会が委任を受けた市民図書館における1件50万円以下の図書館資料の購入に関する権限を返還することに伴うこと。5つ目は、組織改正に伴うこと。以上のことから規則の改正を行うものです。

資料4ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条「定義」に関する規定から「博物館長」を削ります。

第6条「専決事項」に関する規定から「博物館」を削ります。

資料5ページをご覧ください。

第14条「市長事務部局の職員の専決」に関する規定から、「産業交流局長」、「文化スポーツ部長」、「文化振興課長」を削ります。

別表第1共通決裁事項人事に関する事項（教育委員会事務局）につきまして、会計年度任用職員に関する事項の追加と配偶者同行休業を加え、表のように改正しています。

また、資料6ページ下段の人事に関する事項（高等学校の職員）につきましても、同様の改正をします。

資料8ページ人事に関する事項（高等学校を除く学校の市費支弁職員）につきましては、配偶者同行休業を加えます。

資料9ページその他の事項は市民図書館における1件50万円以下の図書館資料の購入に関する事項を削ります。

別表第2個別決裁事項教育学習部に関する事項と資料10ページの学校教育部に関する事項につきましては、事務の整理と語句の修正となっています。

説明は以上となります。

ご審議よろしく申し上げます。

## 富松教育長

何かご質問はございませんか。

## 森崎委員

4月から会計年度任用職員に関して大きな改革とされているんですが、非常勤の方々の待遇が良くなるという内容でよろしいでしょうか。

## 中村教育政策課長

待遇に関しましても、これは現在の非常勤職員と比べまして待遇が良くなると考えております。

## 森崎委員

保育の現場では、現状としまして正規の保育士さんが3割ぐらい、あとは非常勤の先生方で補われていることが大きな問題になっていて、非常勤の先生方の待遇が良くなることは有難いんですが、正規をきちんと増やしていただくことはできないものなのか、また、この任用職員とすることで、そちらに待遇の金額がいくことで非常勤が減らされるということはないんですか。

## 中村教育政策課長

この改正につきましては、今までの非常勤の方の位置付けというのが特別職という位置付けとなっておりまして、本来の特別職というのは、非常勤職員というわけではなく、専門的な知識経験を有し、その知識経験に基づき事務を行う方が特別職に位置付けるのが本来正しいものであるということです。位置付けの厳格化を行い、新たに会計年度任用職員を設けまして、非常勤職員の位置付けを変えたというのが1点。

それから待遇面につきましても、先ほど申し上げたとおり、期末手当の支給や、通勤手当の支給というような形を予定しております。待遇面の改善を理由としての人員の削減ということは特にございません。

## 森崎委員

正職員が少ないのはどうしてなのでしょう。

小学校、中学校でいろんな問題が起こってくるのも根源は幼児教育のところから大事に考えていかないといけない。私立にもう委託してしまうか、きっちと公立の幼児教育の場が、正職員と同じことをやっているんですね、担任を持ったり。でも正職員と差がある。少しこれで退職金であったり、年度の手当が付くとお聞きしています。

ならばきちんとした正採用で、任用もきちんとした形にして、幼児教育の内容を高めていって、基礎向上を図っていただきたいというのは無理なんでしょうか、お願いであります。

## 坂下教育学習部長

今回、会計年度任用職員といいますのは非常勤職員が従来だったんですが、これは各自治体でばらばらの制度内容でした。それを地方自治法上の身分保障ということで、先ほど言いました賞与や休暇の制度については合わせていこうという形になります。

委員が言われる今後の正職員の動向につきましては、特に教育委員会の場合は公立幼稚園等については子供さんの数の状況もございまして、そのあたりを総合的に勘案する中で当然教育

の質の確保という点と状況を勘案しまして、採用の計画を検討していきたいと考えております。

**富松教育長**

今度4月から初めて始まっていくので、少し様子を見ながら、当然正職員が増えるに越したことはないんですが。正職員を採るのと今回の内容は少し違うかと思いますが。

**森崎委員**

きちんとした形にさせていただいたのは大変嬉しいです。

**富松教育長**

他に何かご質問はございませんか。よろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、ただいまの議案第75号から議案第80号について一括して採決を行います。

原案どおり承認してよろしいですか。

**委員一同**

はい。

**富松教育長**

それでは、原案どおり承認します。

それでは、文化振興課職員の方は退室願います。

**議案第81号 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について**

**富松教育長**

続いて、議案第81号「和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について」説明をお願いします。

**井上読書活動推進課長**

それでは、議案第81号「和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について」説明します。

議案には、1ページ目に委員名簿の案と2ページ目には、参考資料として「和歌山市民図書館条例」の抜粋と教育長に対する事務委任規則の抜粋を載せています。

この度、教育委員会の附属機関として和歌山市民図書館条例に規定されている図書館運営審議会委員の2年の任期が、令和2年3月8日で満了いたします。

つきましては、これまで委員にご就任いただいていた方々に、再任のお願いをしましたところ、1ページ目の名簿案のとおり8人の方々のご承諾をいただきましたので、引き続き委員をお願いしたいと考えています。

なお、今期で碓間正子委員が定年退職のため退任され、代わって和歌山市小学校長会から鳴滝小学校長の吉森裕己子様の推薦がありましたので、碓間委員の後任として任命したいと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

**富松教育長**

何かご質問はございませんか。

### **藤本委員**

今ご説明がございました裕間校長先生のご退職という形で吉森校長先生がなられたんですけども、同じように中学校の林校長先生もご退職になりますので、これは中学校校長会で推薦が遅れているということで認識してよろしいのでしょうか。

### **井上読書活動推進課長**

推薦いただけなかったのも、林先生にお願いしたところ、このままということで、まだ決まっています。

### **藤本委員**

分かりました。

### **坂下教育学習部長**

次期の会長さんが決まっておられませんので、決まり次第またご審議をお願いしたいと思えます。

### **富松教育長**

他に何かご質問はございませんか。よろしいですか。

### **委員一同**

はい。

### **富松教育長**

それでは、ただいまの議案第81号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいですか。

### **委員一同**

はい。

### **富松教育長**

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

## **8 その他**

### **中村教育政策課長**

今回の教育委員会定例会の日程について、報告をさせていただきます。次回の教育委員会臨時会は令和2年3月12日（木）午後6時00分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

## **9 非公開事案**

—以下『』部分については非公開とする—

**議案第82号 令和2年度教科用図書採択に係る基本方針について**

『非公開』

**議案第83号 人事案件について**

『非公開』